

佐賀県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年八月二十八日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第五十五号

佐賀県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県歯科技工士法施行細則（昭和五十七年佐賀県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「歯科技工士試験合格証書」を「歯科技工士国家試験合格証書」に改める。

第三条中「歯科技工士試験合格証書交付申請書」を「歯科技工士国家試験合格証書交付申請書」に改める。

様式第一号中「歯科技工士試験合格証書」を「歯科技工士国家試験合格証書」に、「者は」を「者は、」に、「施行した歯科技工士試験」を「実施した歯科技工士国家試験」に改める。

様式第二号中「歯科技工士試験合格証書交付申請書」を「歯科技工士国家試験合格証書交付申請書」に、「交付くださるよう申請します」を「交付してください」に、「1 合格証書を破り、又は汚した場合はその合格証書」を「合格証書を破り、又は汚した場合は、その合格証書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の佐賀県歯科技工士法施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。